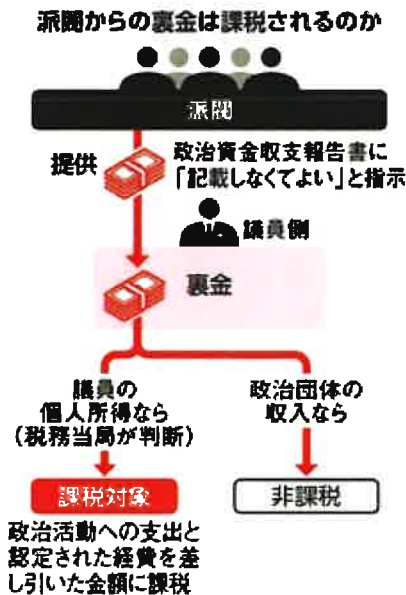


2000万円の裏金、納税額いくら？ 報告書修正でも「課税の対象」

有料記事

千葉卓朗 花野雄太 2024年2月6日 20時30分



派閥からの裏金は課税されるのか

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金が課税対象となるかどうか、国会で論戦が交わされている。

大半の議員は「議員の政治団体への寄付」だったと政治資金収支報告書を修正しているが、仮に、裏金が税務上の「個人所得」と認定された場合、議員の納税額はいくらになるのか。大阪学院大のハツ尾順一教授(租税法)の協力を得て、試算した。

【特集】政治資金やパーティー券に関するアンケート →

裏金は議員の個人所得なのか 「課税逃れ」指摘の野党、国税の判断は →

そもそも政治家個人が政党以外の政治団体から金銭を寄付されることは政治資金規正法で禁じられている。ただ、違法な寄付であっても「課税の対象となる」(星屋和彦・国税庁次長の国会答弁)という。

国税庁のホームページに1月下旬に掲載された資料「政治資金に係る『雑所得』の計算等の概要」によると、寄付などは「雑所得」として扱われ、所得課税の対象となる。政治家は1年間に受け取った「政治資金収入」から「政治活動のために支出した費用」を差し引いた額を、雑所得として申告しなければならない。

「過少申告」なら延滞税も

大半の国会議員は給与が年間2千万円を超え、税務署に所得を毎年確定申告している。申告していない裏金分は「過少申告」となり、修正申告が必要で「延滞税」も課される。税務調査後に申告すると、「過少申告加算税」が追徴課税される。

2018～22年の5年間に毎年400万円ずつ計2千万円の裏金を受領し、500万円を支出した議員がいたとする。支出分の領収書はすでに破棄し、費用と認められず、裏金全額が雑所得として課税対象になると仮定する。

衆院議員の給与所得は2千万円以上あり、基礎控除や扶養控除を考慮しても、課税所得は所得税率40%が適用される1800万円超と想定される。住民税は10%かかる。

こうした前提で試算すると、この議員が納める本来の税額は1千万円。ここに5年分の延滞税62万円が追徴され、納税額は計1062万円になる。税務調査後の修正申告の場合は、所得税額10%の過少申告加算税が課され、80万円がさらに追徴される。

仮に、所得の事実の「隠蔽(いんぺい)・仮装」や「いつわり」などを行い悪質性が高いと税務署が認定すると、35%の重加算税が課されたり、延滞税の課税が重くなったりする。



政治資金問題 →

自民党派閥が政治資金パーティー収入を裏金化して所属議員に還流し続けていた裏金問題。関連ニュースをお伝えします。[もっと見る]

朝日新聞のデジタル版に掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.